

練馬区小規模保育園

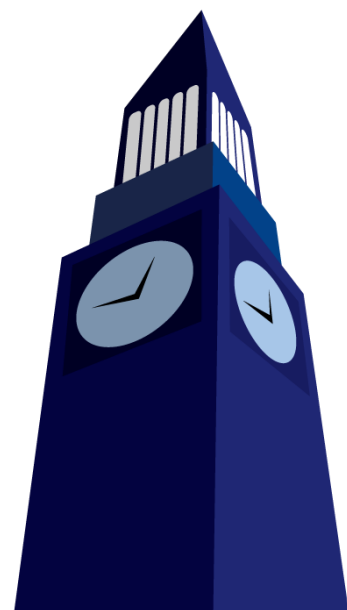
ピーターパン

練馬北町園



入園のしおり

(兼 重要事項説明書)



ピーターパン練馬北町園は、練馬区が認可した保育施設です。

ピーターパン練馬北町園は、子ども・子育て支援法の施行により平成 27 年 4 月からスタートした、地域型保育事業の小規模保育に該当する保育園です。認可保育所と同等の面積基準、職員の配置基準、運営基準をクリアすることにより、練馬区より認可を受け、認可保育所と同様に補助金により運営されています。一般的な認可外保育施設に比べ、手厚く安心・安全な保育を提供することが可能となります。

区内の働く保護者様を応援するために設置・運営するとともに、地域に根差した保育園を目指しています。

* も く じ *

1	1. 事業者名	15	8. 苦情申出窓口
	2. 事業の目的	15~16	9. 料金 (1)保育料および補食代 (2)実費徴収 (3)支払い方法
	3. 運営方針		
2	4. 提供する教育・保育の内容 (1)保育理念・保育方針 (2)保育目標	17	10. 服装
3~4	5. 園の概要 (1)園の概要 (2)施設の概要・位置	18	11. 持ち物
5~11	6. 園生活 (1)開園時間 ・一日の流れ ・年間行事予定 (2)登園と降園 (3)園と家庭の連絡 (4)給食およびおやつ (5)延長保育の申込み (6)住所・就労時間・職場等、ご家庭の 状況に変更があった場合 (7)利用の終了・退園・休園 (8)慣らし保育	19	12. 入園手続き・入園時の提出書類
		20	13. SIDS(乳幼児突然死症候群)
		別紙 1	スポット(日額)延長保育申込書
		別紙 2	感染症届出書(保護者記入)
		別紙 3	インフルエンザ用登園届(保護者記入)
		別紙 4	登園許可証(医師記入)
12~14	7. 健康と安全 (1)園での病気や怪我の対応 (2)感染症 (3)与薬 (4)嘱託医 (5)嘔吐・下痢 (6)朝の検温・体調不良時の対応 (7)予防接種 (8)健康診断 (9)非常災害時の対策 (10)虐待の対応 (11)賠償責任保険の加入 (12)個人情報		

1. 事業者名

- 事業者の名称 :株式会社キッズコーポレーション
- 代表者氏名 :代表取締役 釜野 晋史
- 法人の所在地 :栃木県宇都宮市中河原町 3-19 宇都宮セントラルビル 8 階
- 法人の電話番号:028-638-7010
- 事業内容 :保育所・保育施設の開設・運営、保育施設受託運営 他

2. 事業の目的

ピーターパン練馬北町園(以下、「当園」といいます。)は、「子ども一人ひとりが主役の園」として、きめ細かな教育・保育を行い「子」は「個」を大切に子ども主体の保育を行なっています。

お子さまの無限の可能性を信じ、21 世紀に羽ばたく子どもたちの人間的基礎を育むことを理念として、4 つの柱【個の尊重・心の育成・知の教育・生きる力(人間力)の育成】を掲げ、乳幼児の心の調和的な発達を図るために 8 つの保育目標(主体性・自立性・自律性・創造性・想像力・社会性・好奇心・自己肯定感)の下、教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とします。

3. 運営方針

1. 当園は、教育・保育の提供にあたっては、入園する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとします。
2. 当園は、教育・保育に関する専門性を有する職員が、家庭との密接な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、安心・安定した情緒と落ち着いた環境の中で、健やかで豊かな心と体が育つよう、教育と保育を一体的に行うものとします。
3. 当園は、社会の期待や願いに応えられる創意と活力のある教育・保育をすすめ、子ども・保護者・地域に信頼されるよう努めるものとします。
4. 当園は、東京都、練馬区の定める条例、その他関係法令・通知等を遵守し、事業を実施するものとします。



4.提供する教育・保育の内容

「子ども一人ひとりが主役」をモットーに当園は、保育所保育指針(平成 29 年 3 月 31 日厚生労働省告示第 117 号)を踏まえ、環境を通して自己肯定観を育む等以下の教育・保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 発達の連続性を考慮した教育・保育の提供

0 歳から 2 歳児までの一貫した教育及び保育を、園児の発達を考慮した教育・保育を提供します。

※当園は 0～2 歳児が中心の保育施設です。

(2) 様々な年齢の園児の発達の特性に応じた教育・保育の提供

健康、安全や発達の確保を図り、遊びを中心とする園児の主体的な活動を通して発達を促し経験が得られるようにします。

(1) 保育理念・保育方針・保育目標



保育理念

一人ひとりの「歩み」を信じ、幸せな未来につなぐ

私たちは、一人ひとりの子どもがそれぞれの速さと形で歩いていく「人生のはじまり」に寄り添います。
子ども自身もつ育つ力を信じ、心と体が健やかに育つ環境の中で、自ら考え、判断し、行動する力を育みます。

また、人との関わりを通して、つながりの温かさを知り、

互いを認め合いながら、共に成長する喜びを感じられる経験を大切にします。

心が動く体験や、新しいことへの挑戦を重ねる中で、豊かな感性と、自分らしく未来へ踏み出す力を育てていきます。

その一つひとつの積み重ねが、子ども一人ひとりのかけがえない「歩み」となり、

笑顔と可能性が広がる幸せな未来へとつながっていく。

私たちは、そう信じて保育に向き合い続けます。

保育方針



一人ひとりの
「育つ力」を
信じます。

子どもを
一人の人として
尊重します。

心が動く
環境と体験を通して、
学びと生きる力に
つなげます。



保育目標

心も体も健やかに、自分らしく行動する子
人とのつながりを大切にし、共に成長する子
新しいことに挑戦し、豊かな感性を育む子

5.園の概要

(1) 園の概要

名 称	ピーターパン練馬北町園
施設の種類	地域型保育事業・小規模保育事業(A型)
所在地	東京都練馬区北町 2-13-11
認可/開設年月日	平成 27 年 4 月 1 日(平成 26 年 4 月 1 日にスマート保育事業として開設)
電話・FAX番号	TEL: 03-6906-6054 FAX: 03-6906-6154
HPアドレス	https://www.kids-21.co.jp/kidsnursery/nursery/pp-nerima/
職員の人数	園長 1 名、保育士 5 名以上、調理員 1 名以上、他パート職員数名 ※職員数は在籍園児数により増減します。
利用定員(年齢別) 各園 19 名	0 歳児:6 名 1 歳児:6 名 2 歳児:7 名 ※上記の定員構成を基本に、状況により変更する場合があります。
対象園児	生後 57 日目～2 歳児(3 歳の誕生日を過ぎた 3 月 31 日まで) ※練馬区より保育の必要性を判断する 3 号認定を受ける必要があります。
入園日	毎月 1 日
実施する事業の 種類	保育を必要とする園児への保育事業、延長保育事業、子育て相談
自己評価の概要	職員による保育内容等の自己評価を毎年 1 度実施、その他定期的な本社職員巡回によりサービス内容の向上に努めています。
職員への研修の 実施状況	法人が実施する職務別研修、行政が実施する保育従事者研修等
嘱託医	病院名:宮田クリニック 住所:東京都板橋区徳丸3-1-13 電話: 03-3559-8660

●3号認定・2号認定とは

幼稚園や保育所、認定こども園、地域型保育(当園)を利用する際には、お住まいの市町村より支給認定を受ける必要があります。1号認定から3号認定までの3つの区分があります。

・3号認定・・・満3歳未満の保育を必要とする子ども

・2号認定・・・満3歳以上の小学校就学前子どもであって、保育を必要とする子ども

※1号認定(教育標準時間認定)は「満3歳以上の小学校就学前子どもであって、学校教育のみを受ける子ども」であり、学校教育を担う幼稚園や認定こども園が該当します。

3号認定、2号認定については、保育が必要な時間によってさらに「保育標準時間」利用と「保育短時間」利用に区分され、施設を利用できる1日あたりの時間が定められます。

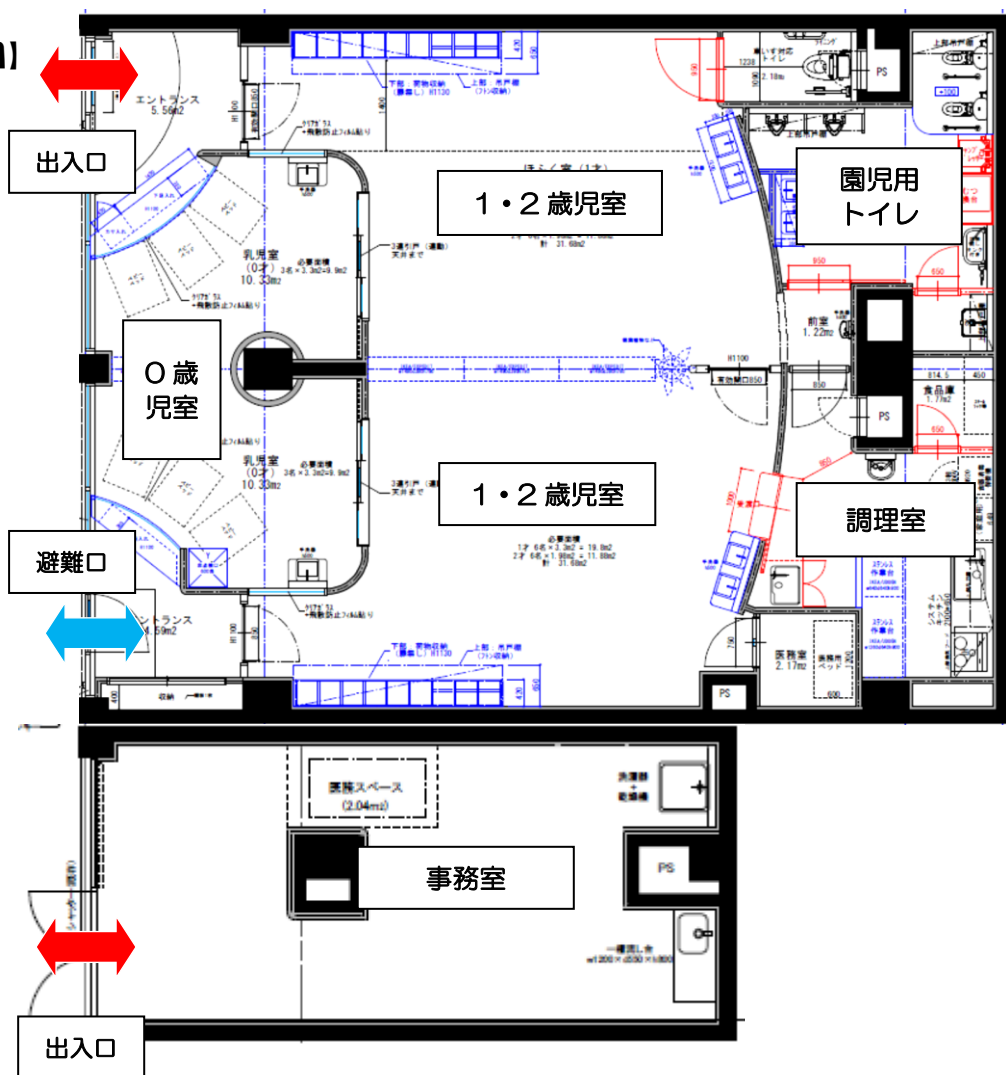
・保育標準時間利用(1日あたり最長11時間)・・・主にフルタイム労働

・保育短時間利用(1日あたり最長8時間)・・・主にパートタイム労働

(2) 施設の概要・位置

敷地	民有のビルテナントを賃借		
建物	鉄筋コンクリート造 5階建の1階		
施設の内容	0歳児室(乳児室・ほふく室)	1室	32.06㎡
	保育室・遊戯室	2室	合計 63.66㎡
	園児用トイレ	1室	12.42㎡
	調乳室	—	調理室内
	調理室	1室	13.26㎡
	事務室及び医務スペース	1室	25.84㎡
設備の種類	冷暖房、床暖房、オートロック、カメラ付インターフォンほか		
屋外遊戯場	代替場所:北町ふれあい公園(1,322㎡)		

〔保育園平面図〕



6.園生活

(1) 開園時間

	保育標準時間利用 (1日11時間以内)	保育短時間利用 (1日8時間以内)
開園日	月曜日～土曜日	
保育基本時間	7:30～18:30	9:00～17:00
延長保育(有料)	18:30～19:30 (土曜日は延長保育なし)	7:30～9:00 17:00～19:30
休園日	日曜日、祝祭日、 年末年始(12/29～1/3)	

※当園の時計で各認定の保育時間を超えた場合は、自動的に延長保育料を徴収させていただきます。超過した場合の延長保育料は、18:30～19:30で550円/30分です(保育短時間利用の延長保育となる7:30～9:00および17:00～18:00は400円/30分)。延長保育の発生の有無にかかわらず、予定の送迎時間に変更になる場合には、必ず事前にご連絡をお願いします。

※土曜日の保育を利用するにあたっては、ご両親ともに仕事により保育が必要な場合とさせていただきます。一時的な利用の場合は「土曜勤務証明書(スポット利用)」、定期的な利用の場合は「土曜勤務証明書(定期利用)」を園にご請求の上でご提出ください。

【一日の流れ】

0歳児	時間帯	1、2歳児
順に登園(おはようございます) 健康観察 自由遊び おやつ又は離乳食	朝	順に登園(おはようございます) 健康観察 自由遊び(遊びのコーナーを設定) おやつ(軽めのおやつや水分補給)
外遊び(お散歩)又はテーマ遊び (うた、絵本、おもちゃ遊びほか) 食事又は離乳食 睡眠 めざめ	午前 昼	外遊び(お散歩)又はテーマ遊び (うた、工作、お絵かき、絵本ほか年齢に合わせた活動) 食事(栄養価を考えた、季節感のある手作り給食) 睡眠
おやつ又は離乳食 自由遊び お迎えの順に降園 延長保育	午後 夕	めざめ おやつ(手作りのおやつを提供) 自由遊び(遊びのコーナーを設定)又は午後のお散歩 お迎えの順に降園 延長保育

※上記はあくまでも予定です。年齢や季節などにより、生活時間は異なります。

※外遊びは、ほか年齢ごと、季節ごと、気候に合わせ、様々なお散歩コースを選んで活動します。

【年間行事案：参考】

※下記の行事予定はあくまで参考です。在園児の様子、月齢、年度により異なります。
年度初めの行事計画のご案内、毎月の園のお便り等で事前にご案内します。

春

4・5・6月

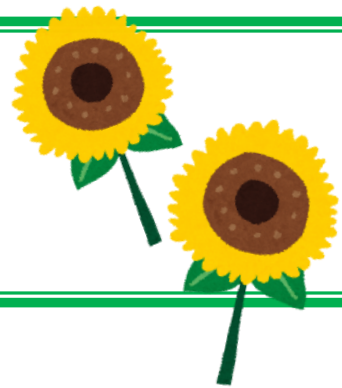
- はじめましての会
- 個人面談
- 定期健康診断（前期）
- 保護者会



7・8・9月

夏

- 七夕会
- 水あそび
- 引き渡し訓練
- 保育参観



秋

10・11・12月

- ハロウィン会
- 定期健康診断（後期）
- クリスマス会



1・2・3月

冬

- お正月遊び
- 節分会
- ひな祭り会
- 個人面談
- お別れ親子イベント



定例行事（毎月実施）

●お誕生日会

●身体測定

●防災・避難訓練

(2) 登園と降園

1. 登園・降園時間(保育時間)は、原則として保護者の通勤時間と勤務時間の合算となり(介護や学校の場合は必要時間の合算)、保育が必要な場合に限りです。
2. 送迎時の付き添いは、保護者または保護者に代わる方(成人)がお越してください(送迎の方を決めてください)。お迎えの方が変更になる場合には、まずは元々お迎え予定の方から園まで事前にご連絡をお願いいたします。
3. 送迎を行う方は事前にかけてはしポータル内で顔写真の登録をお願いいたします。ご登録がない方がお迎えに来た場合には、お子さまをお渡しできない場合があります。ご両親以外で送迎の可能性のある方がいる場合には、事前に写真のご登録をお願いいたします。
4. 保育時間を変更される場合は、変更時間が確定次第、速やかに保育園にお申し出いただき、契約変更の手続き(契約書別紙の再提出)をお願いいたします。事前の連絡なく変更、および当日の変更のお申し出は堅くお断りしております。
5. 三輪車やストライダー等を園にてお預かりすることはできません。(ベビーカーを除く)
6. 一度降園した後に、その日のうちに再度登園することはご遠慮ください。

禁止例

1. 保護者の都合により一度お迎えに来た後に、再度用事があるので当園に預ける。
2. 習い事があるので一度降園し、再度登園する。
3. 体調不良により一度降園し、回復したので再登園する

毎日の登園、降園のご注意

<登園>

- ・9:30頃までに登園をお願いいたします。9:30を過ぎますと、その日の中心となる活動が始まります。
- ・「保育短時間利用(1日8時間以内)」のお子さまは、9:00からの登園となります。9:00前の登園は延長保育となります。ご利用の場合は、事前の申し込みをお願いいたします。
- ・給食の関係もありますので、欠席・遅刻・早退等の場合は、予定の登園時間前までに必ずご連絡ください。事前にわかる場合には、早めにお知らせください。

<降園>

- ・毎日のお迎え時間は、契約した時間をお守りください。
- ・「保育標準時間利用(1日11時間以内)」のお子さまは18:30までに、「保育短時間利用」のお子さまは17:00までに、お迎えをお願いいたします。その時刻を過ぎますと延長保育(有料)となります。ご利用の場合には事前のお申し込みをお願いいたします。

(3) 園と家庭の連絡

【連絡帳】

保育園とご家庭のやり取りについては連絡ツールの「かけはしポータル」を利用します。

お子さまの健康状態や日々の成長について、情報を共有するために使用します。ご家庭での様子や相談などをご記入ください。また、お子さまの園での様子をお伝えしますので、毎日必ずご確認ください。

【その他】

- ・行事やお知らせしたいことについては、基本的にはかけはしポータルよりご連絡いたします。必要に応じてプリントでの配付しますので、各文書によく目を通して頂き回答が必要なものは期日までにご回答をお願いいたします。
- ・朝出かけるときに何か変わった様子がある時は、連絡帳等にその旨を記入し、登園時に口頭でも保育者へお知らせください。(気分が悪い・朝食をとらない・機嫌が悪く登園をいやがる・風邪気味など)
- ・お子さまに関する園への連絡、保育についての相談・疑問に思うことへの問い合わせや要望等は、随時承ります。お気軽にお知らせください。
- ・保護者の出張等により、園に提出済の緊急連絡先(会社名・部署名等)に記載のものと連絡先が異なる場合には、連絡帳にその旨・該当日をご記入いただき、連絡先(場所、電話番号等)をお知らせください。)



(4) 給食およびおやつ

1. 提供方針

食事はすべての活動の源となる大切なものと認識しています。そのため、安心して摂取でき、丈夫な身体づくりに努める給食提供を目指しております。手作りの季節に合った旬のものを提供します。

2. 提供方法

自園調理。



3. 献立

保護者の方へは、前月末に翌月の献立表(食材や栄養分などを掲載)を、お配りします。

4. おやつ

15:30 頃に手作りのおやつを提供します。午前に軽めのおやつも提供します。

5. 補食

18:30 以降の延長保育時には、ご家庭での夕食までのエネルギーの補給として補食を提供します。

補食代は保育料に含まれています。

ただし、予約なく延長保育になった場合には、補食の用意が難しく提供できない場合があります。

6. 衛生管理等

- ・給食開始届を管轄保健所に届け出ており、開設前および定期的に保健所による衛生面の確認検査が実施されます。
- ・水質検査を1年に一回実施しています。
- ・調理員をはじめ全職員は毎月検便を行っています。
- ・そのほか、日々、毎月のチェックリストにより衛生管理を実施しています。

7. アレルギー等への対応

- ・食物アレルギーをお持ちのお子さまについては、基本は「アレルゲン除去食」にて対応させていただきます。その際、医師記載による「生活管理指導表」の提出が必須となります。
 - ・上記書類は3月(年一回)に園への再提出が必要です。再評価・受診により、お子さまのアレルギーの耐性の推移・経過の報告をお願いいたします。
- ※ただし、アレルギーの程度や除去食物の種類によっては給食対応が難しいこともあります。その場合はお弁当持参をお願いすることもございます。ご了承ください。
- ※保護者独自の判断で食物除去をしないでください。必ず定期的にアレルゲン抗体検査や診断を受け、医師の指示に従いましょう。

(5) 延長保育の申込み

延長保育は、スポット(日額)利用と月極利用の二種類があります。ご希望の方はあてはまる方をお選びいただきお申込みください。ただし、あくまで保育が必要な場合(保護者の就労、学校、介護等)に限ります。

1. スポット(日額)延長保育

・その1

- 実施日時:月～金の 18:30～19:30
- 料金:30分/1回 550円(補食込)
- 対象者:全園児(保育料標準時間および保育短時間利用の園児)

・その2

- 実施日時:月～土の 7:30～9:00 および 17:00～18:30
- 料金:30分/1回 400円
- 対象者:保育短時間利用の園児

その1、その2 共通

- 申し込み方法

末尾添付の別紙1「スポット(日額)延長保育申込書」をコピーし、ご記入の上で、ご利用の前月10日までにご提出ください。

急なご利用をご希望の場合は職員にご相談ください。職員配置に余裕がある場合は対応いたします。

かけはしポータル内の「スポット延長保育申請」より、ご利用予定月の前月10日までに申請してください。

前月10日を過ぎる場合や急なスポット延長を申請する場合は、巻末の別紙2「スポット(日額)延長保育申込書(コピーの上ご記入ください)」をご提出ください。

職員配置に余裕がある場合は対応いたします。

延長保育は1回(または30分)単位となります。1分～15分単位等の精算はできません。

2. 月極延長保育

- 実施日時:月～土の 7:30～9:00 および 17:00～18:30
- 料金:30分/月額 4,000円(補食込)
- 対象者:保育短時間利用の園児
- 申し込み方法

契約書別紙の再提出となります。契約書別紙をご請求になり、ご記入の上ご提出ください。ご利用開始の前月10日までにご提出、1日よりご利用開始となります。

※延長保育は30分単位となります。1分～15分単位等の精算はできません。

※18:30以降の延長保育をご利用の場合は補食を提供し、補食代は保育料に含まれております。

(6) 住所・就労時間・職場等、ご家庭の状況に変更があった場合

お引っ越し、就労時間の変更、職場、職業等、ご家庭の状況に変更がある場合には、お早めに区および園までお知らせください。区の所定の手続きが必要となり、利用保育時間の区分や保育料が変更になる場合があります。また、入園時にご提出していただいた書類内容と異なる場合には、再提出をお願いいたします。

(7) 利用の終了・退園・休園

1. 利用の終了

当園は以下の場合には、教育・保育の提供を終了いたします。

- 3歳の誕生日を過ぎて3月31日となったとき(3月31日が最終登園日)
- 保育の必要性の事由に該当しなくなったとき
- 練馬区の要件に該当しなくなったとき
- その他、利用の継続について重大な支障または困難が生じたとき

2. 退園

- ・家庭の事情等により退園する場合は、「退園届」が必要となりますので、園にご請求ください。
- ・退園される場合は、速やかに園に連絡するとともに、練馬区にも退園する旨を知らせ、退園届をご提出ください。
- ・途中退園する場合でも、その月の1日に在籍している場合には月額保育料および延長保育料がかかります。日割りの精算、返金はできません。

3. 休園

- ・諸事情等により1ヶ月以上休園される場合は、「休園届」が必要となりますので、園までご連絡ください。
- ・休園される場合は、遅くとも休園する月の前月10日までにご提出をお願いいたします。
- ・休園期間も保育料は発生します。
- ・2か月以上の長期にわたる休園の場合、「保育が必要ない」と判断され退園を余儀なくされる場合がございますので、事前に区にご確認ください。

(8) 慣れ保育

入園当初から長時間の保育になりますと、お子さまにとって大きな負担になります。お子さまの状態を見ながら、保護者の方と相談の上、一日でも早く園に慣れるために徐々に保育時間を延長する「慣れ保育」を行いますのでご協力をお願いいたします。おおよそ2週間を目途にしておりますが、お子さまによっては3週間～1ヶ月程度かかる場合があります。



7. 健康と安全

(1) 園での病気や怪我の対応

＜怪我・打撲や捻挫など経過観察が必要な場合＞

- ・園で応急処置をします。
- ・その時は異常がなくても、後から腫れや痛みがでることがあります。帰宅後も経過を見てください。容態が変わった場合には、病院で受診した後、園に連絡をお願いいたします。

＜保育中に体調が悪くなった場合＞

- ・医務スペースで安静に過ごしなが、お子さまの容態を観察します。
- ・容態が悪化した場合、又は容態が改善しなかった場合は、お迎えが必要と判断し保護者の方に連絡いたします（高熱、感染症の疑いのある嘔吐や下痢等の場合はすぐにお迎えを依頼します）。
- ・お迎えに来るまでの間、医務スペースにて職員が付き添い安静に過ごします。

＜医師の治療を必要とする怪我をした場合＞

- ・医師の治療が必要だと判断した時点で、保護者に連絡いたします。
- ・原則は保護者の方に付き添っていただき、かかりつけの医療機関で受診します。
- ・保護者が付き添うことができない場合や、保護者に連絡がとれない場合は、職員がお子さまに付き添い園近隣の医療機関で受診します。
- ・緊急を要すると判断した場合は、すぐに園近隣の医療機関で処置していただき、受診中または受診後に保護者に連絡することがございます。あらかじめご了承ください。

(2) 感染症

- ・学校保健法で定められた病気や感染症にかかった場合は、他の園児へ感染させないため、また余病を防止するため、医師から許可が出るまで登園は控えてください。
- ・なお、登園時に別紙2「感染症届出書(保護者が記載)」別紙3「インフルエンザ用登園届」(保護者が記載)別紙4「登園許可書」(医師が記載)のご提出をお願いいたします。詳細は下表をご覧ください。
- ・また、家族の方が感染症にかかっている場合は、登園を控えるようご協力ください。

様式	提出方法	該当する感染症について
別紙2 感染症届出書	医師の指示のもと、 保護者が記入した 別紙2「感染症届出書」をご提出ください。	末尾添付の 別紙2「感染症届出書」 別紙3「インフルエンザ用登園届」 別紙4「登園許可書」 に記載されている感染症一覧をご確認ください。
別紙3 インフルエンザ用 登園届	医師の指示のもと、 保護者が記入した 別紙3「インフルエンザ用登園届」をご提出ください。	
別紙4 登園許可書	病院で受診、 医師が記入した 別紙4「登園許可書」をご提出ください。	

※別紙をコピーの上ご記入をお願いいたします

※ご記入の用紙には押印をお願いいたします。

(3) 与薬

保育中に与薬が必要な慢性疾患等ある場合は園にてご相談ください。

なお、園では、虫よけ、かゆみ止めとして人体に影響の少ないイカリジンの成分が含まれた虫よけスプレー、レスタミン軟膏を常備使用します。ほか、保湿、皮膚の保護等のためにワセリンを常備、使用します(ワセリンは応急処置として一時的な使用に限定、保護者様からの使用のご依頼はお断りしております)。皮膚が弱い等により使用を希望しない、ご相談がある場合は園までご連絡ください。

(4) 嘱託医

以下の嘱託医による定期健康診断、医療相談等を園で実施します。

嘱託医	病院名	住所	TEL
内科・小児科医	宮田クリニック	東京都板橋区徳丸 3-1-13	03-3559-8660

(5) 嘔吐・下痢

症状が回復し、普段どおりの生活(食事・排泄・機嫌)が過ごせるようになってから登園をお願いいたします。

回復前の登園は状態を悪化させ、病気を長引かせてしまうこととなります。また園では集団生活のため、集団感染の危険が伴います。嘔吐や下痢のためお子様の衣類に汚物が付着した場合、感染防止の観点から園では洗い流すことは出来ません。

また、尿や血液など汗以外の体液が付着した場合にも同様となります。

衣類をそのままビニール袋等に入れ密封した状態でお返しさせて頂きますことを何卒ご理解・ご協力頂きますようお願い申し上げます。

(6) 朝の検温・体調不良時の対応

<朝の検温>

- ・毎朝、ご家庭にて体調を確認し検温を行い、連絡帳に体温をご記入ください。
- ・平熱プラス 1℃以上の発熱(平熱 36.5℃の場合は 37.5℃以上)の場合、病院で受診の上、医師の判断に従ってください。

<園で体調不良の場合>

- ・保育園でお子さまの体調がすぐれない場合には、保護者にお迎えをお願いすることがあります。お迎えの一つの判断基準として平熱プラス 1℃以上の発熱を目安としていますが、体温だけでなく、顔色、機嫌、食欲等も確認した上で総合的に判断し、お迎えを依頼するかどうか決定いたします。
- ・感染性胃腸炎(ノロウイルス、ロタウイルス等)が疑われる嘔吐や下痢の症状があった場合には、保育園内の集団感染を防ぐためにも、早急なお迎えの依頼をさせていただきます。

(7) 予防接種

予防接種を受けた後は副反応が起きる可能性もありますので、ご自宅でゆっくりと過ごせるようにご協力をお願いします。また、予防接種を受けられましたら、園にお知らせするとともにかけはしポータル「けんこうてちょう」への記載をお願いいたします。

(8) 健康診断

(1)健康診断

年 2 回、嘱託医が健診をします(必須)。健診の結果については、後日保護者にお知らせします。
健康診断の日に欠席された場合、嘱託医等で健診を受けていただく必要があります。

(2)身体測定

身長・体重の測定を毎月行います。結果については、後日保護者にお知らせします。
※その他、乳幼児の日ごろの様子でご心配なことがありましたらご相談ください。

(9) 非常災害時の対策

気象警報等が発令された場合は、かけはしポータルの緊急連絡機能や、NTT 災害等伝言ダイヤルによりご家庭に状況を連絡します。

★登園前

・警戒宣言が発令されたときは、自主登園となります。無理に登園することなく、一番の安全策をお取りください。

★登園後

・警戒宣言が発令されたときは、すべてのお子さまを保護者がお迎えにくるまで園で保護します。

消防計画作成 (変更)届出書	平成 27 年 10 月 19 日届出済			
避難訓練	火災及び地震を想定した防災・避難訓練(月 1 回)を実施します。			
防災設備	自動火災探知器・煙感知器・誘導灯			
避難場所	第 1 避難場所	練馬区立北町中学校	第 2 避難場所	練馬区立北町小学校

※年に 1 回は不審者侵入避難訓練を行いません。

■管轄消防署、警察署

消防署	管轄消防署:光が丘消防署北町出張所 【所在地】東京都練馬区北町 2-35-5 【TEL】03-3931-0119
警察署	管轄警察署:光が丘警察署 【所在地】東京都練馬区光が丘 2-9-8 【TEL】03-5998-0110

(10) 虐待の対応

当園は、利用乳幼児の人権の擁護および虐待の防止を図るため、園長を責任者とし、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施、その他必要な措置を講じます。

(11) 賠償責任保険の加入

当園では、以下の賠償責任保険に加入しております。

保険会社	損害保険ジャパン日本興亜株式会社
保険の種類	保育園経営者賠償補償、園児傷害事故補償
保険金額	1 事故 5 億円 1 名につき 5 億円 入院補償 1,500 円/1 日 通院補償 1,000 円/1 日

(12) 個人情報

- ・当園の運営事業者および従事するすべての職員は、保育を提供するうえで知り得た園児、保護者およびその家族に関する情報を第三者に対して漏らさないこととし、この守秘義務は、契約終了後も同様とします。
- ・サービスの質の向上を目的とした第三者評価機関による審査のために事業者が園児および保護者の個人情報を提供することに、契約書を交わすことにより保護者は同意することとします。
- ・施設運営内容の向上を目的とした運営委員会等の会議体に対し、事業者が園児および保護者の個人情報を提供する必要がある場合は、その都度文書で保護者の同意を得るものとします。
- ・行事や保育中の様子を撮影した画像、動画等(保護者や園児の関係者、保育園等が撮影したもの)は、個人による観賞のみを利用目的とし、SNS(ソーシャルネットワーク:X(旧ツイッター)、フェイスブック等)、ブログ、You Tube、ホームページ、チラシ、ポスター、その他不特定多数の人物に公開する媒体への利用掲載を堅く禁止します。保護者自身のお子さま以外の人物(他の園児や保護者等)が映っている画像、動画等を許可なく掲載した場合、大きなトラブルの原因になりますので十分ご注意ください。

8.苦情申出窓口

当園は、利用者の皆様から寄せられた苦情について、適切な対応によりその解決にあたります。

本園における苦情解決の仕組みとして、苦情受付担当者、苦情解決責任者および第三者委員を設置しています。

苦情受付担当者	園職員
苦情解決責任者	園長 城崎 恵
第三者委員	横堀法律事務所 弁護士:横堀 太郎 電話:028-622-4588 保育士/一級建築士 土屋 文昭 電話:090-1817-5250
受付方法	面接・文書・電話などの方法で相談・苦情を受付けます。

※このほか苦情やご要望等がございましたら、株式会社キッズコーポレーション(電話:03-6206-9280)までご連絡ください。

9.料金

(1) 保育料および補食代

		保育標準時間利用 (1日11時間以内)	保育短時間利用 (1日8時間以内)
基本保育料	料金	年齢や所得に関わらず全ての世帯が無償となります。	
	対象時間	月～土の 7:30～18:30の間が基本保育時間	月～土の 9:00～17:00の間が基本保育時間
日額(スポット) 延長保育料	料金	550円/30分	1回400円/30分 (月～土の7:30～9:00、17:00～18:30)
	対象時間	月～金の 18:30～19:30が該当時間	1回550円/30分(補食込) (月～金18:30～19:30)
月極 延長保育料	料金	/	
	対象時間		

※基本保育料に給食代とおやつ代が含まれています。

※延長保育は30分単位となります。1分～15分単位等の精算はできません。

※18:30以降の延長保育時には、補食を提供します。補食代は延長保育料に含まれています。

(2) 実費徴収

原則として、保育で必要な物品等はすべて園で用意します。

行事費、教材費がかかる場合には事前にご案内し、実費を徴収させていただきます。

その他、ご希望の方を対象に園や行事でのお子さまの様子を撮影した写真は実費販売します。

(3) 支払い方法

■基本保育料・月極延長保育料・スポット延長保育料

支払いは、キャッシュレス決済(会費ペイ)を導入しております。月末締め、翌月26日決済となります。

ご登録はかけはしポータルより可能となります。詳細は別途ご案内いたします。

10. 服装

お子様が活動しやすい服装で登園して下さるようお願い致します。衣類は、ご家庭でご着用のものご用意いただいて結構ですが、新たに揃える場合は以下を参考にお選びください。

① 汚れても良い活動しやすいもの

- ・伸縮性のある綿のTシャツや膝がかくれる長さのズボンがおすすめです。
- ・ずり落ちたりせず股上丈が深いズボン、上着はお腹や背中がでないようになるべく丈が長く、フードのないシンプルな形が安全です。
- ・すそが長すぎるズボンや、すそが広がっているスカート付スパッツやチュニック等は、物にひっかける恐れがあり、動きにくく危険です。
- ・飾りの付いているヘアゴムは、破損や誤飲につながる危険性がありますのでお控えください。

② 着脱を習慣づけるために

- ・ズボン、パンツはゴム入りの簡単なものをおすすめします。
- ・前襟ぐり、袖ぐり、袖下にゆとりがあるものをおすすめです。
- ・前開きの衣類はボタンが大きめのものをお願いします。
- ・靴は、かかとを持って履ける運動靴をおすすめします。園外遊びや散歩をたくさんしますので、足に合った靴をお選びください。

③ 安全で洗濯しやすいもの

- ・シャツは汗や汚れを吸湿し、通気性のよい綿素材がおすすめです。毎日の洗濯が可能で、肌への刺激も少ないです。特に、乳児は肌への刺激を考え化学繊維の下着は避けましょう。
- ・前かけは、各家庭で洗濯をしていただきますので、扱いやすいものをご用意ください。

④ オムツについて

- ・ご家庭でご使用になっている紙オムツをお持ちください。紙オムツ、紙パンツのどちらでも結構です。オムツには1枚ずつ大きく記名してください。
- ・園で使用した紙オムツはこちらで処分します。
- ・個人のストック分の紙オムツが足りなくなった場合には、園にある紙オムツを使用します。使用した分は後ほど頂戴し、園用として補充させていただきます。
- ・「おしり拭き」は各自ご用意ください。

※サブスクをご利用の方はオムツ・おしり拭きを園でご用意いたします。

11. 持ち物

	品名	0歳児	1歳児	2歳児	備考
毎日持ってくる物	エプロン(給食・おやつ用)	3	3	2	午前のおやつ、昼食、午後のおやつ用の計3枚
	スタイ(よだれかけ)				必要に応じて用意
	着替え(上下1組)	3	3	3	季節にあったものを最低3組園に常備。使用した分だけ毎日補充してください。
	下着	3	3	3	季節にあったものを最低3組園に常備。使用した分だけ毎日補充してください。
	紙オムツ	5	5	5	左記の数を常に園にキープ。前日使用した分を毎日補充してください。
	フェイスタオル	1	1	1	オムツ交換時に使用します。 2歳児は着脱の様子に合わせて使用していきます。
	上記の荷物を入れる登降園用バック	1	1	1	チャックつきのものが理想(園よりご説明します) エコバックのようなものでも可。 お子さまのリュックサックでの登園はご遠慮ください。 お預かり、保管できるスペースが園にありません。
	ビニールのレジ袋	2	2	2	汚れた衣類やエプロン、前かけを入れて返却します。35cm×25cm程度のもの(布・ビニール製巾着も可)
	タオル(汗拭き・水遊び用)	1	1	1	夏季のみ
園で常備するもの	おしり拭き	1	1	1	1バック。補充が必要になりましたら職員よりお知らせいたします。
	靴(戸外遊び用)	1	1	1	登園する靴が運動靴の場合は不要です。0歳児のお子様につきましては、必要な時期になりましたら職員よりお知らせいたします。
	バスタオル	2	2	2	お昼寝用。シーツ及び掛け布団として使用します。 敷き布団のサイズは120cm×70cmですので、シーツ用のバスタオル1枚はこのサイズに合ったものをご用意ください。(園より具体的に説明します) 冬は、掛け布団用のバスタオルのかわりにブランケットをご用意ください。

※入園時(最初の登園日)には、上記をすべてお持ちください。



※バスタオルは週末に持ち帰り、週の初めに洗ったものをお持ちいただきます。

※スプーン、フォークは園で用意します。個人用をお持ちいただく必要はありません。

※ミルク、哺乳瓶は保育園で用意します。

— 留意点 —

持ち物にはすべて必ずフルネームで名前をご記入ください。紙おむつもすべて記入が必要です。

持ち物	説明
(前かけ スタイ)	<p>(0～1 歳児)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・素材は綿 100%のものが良いでしょう。 ・マジックテープのものは、洗濯を重ねるうちに弱ってしまうため、ボタンのものがお勧めです。 
食 事 用 エ プ ロ ン	<ul style="list-style-type: none"> ・素材はビニール製の物が扱いやすいのでお勧めです。 

12. 入園手続き・入園時の提出書類

保育園に内定しましたら、以下の手順で入園手続きを行います。順序は状況により前後します。

※練馬区発行の支給認定証が必要になります。支給認定を受けていない場合には入園することができません。発行されましたら支給認定証を保育園にご持参ください。原本を確認させていただきます。

1. 保育園に訪問し(又は郵送)、入園書類一式をお受け取りください。

2. 保育園にてお子さま・保護者面談を行います(必ずお子さまとお越しください)。

これまでのお子様の保育状況、発達状況等をおうかがいします。そのほか、入園書類の説明、保育園の運営規則、慣れ保育等を説明します。ご不明な点、ご不安な点、園への要望等も承ります。

3. 入園時健康診断を受診してください(入園前までに必ず受診)。

ご入園の前には、おさまの入園時健康診断の受診が必要になります。必ずご入園前に、保育園の嘱託医で受診してください。保護者自身でご予約、おさまの受診をお願いいたします(状況によっては保育園にて受診の場合あり)。診断内容を記載する用紙は、入園書類の「入園時健康診断書」を使用します。健康診断時に必ず持参し、医師に記載を依頼してください。なお、健康診断の費用は保育園の負担となりますのでお支払いは不要です。

4. 入園前までに、以下の書類を保育園に提出してください。

■全員提出■

- ・提出書類一覧・・・提出書類を確認し、チェック欄に記載。
- ・重要事項の説明に関する同意書・・・入園のしおりをよくお読みいただいた後、ご署名、捺印、園に提出。
- ・利用契約書、利用契約書別紙・・・下線部の記入、ご署名、捺印。1部を保管し、1部を園に提出。
- ・入園時健康診断書・・・入園前の健康診断時に医師が記載。

受診時に必ず持参し、記載してもらった後に保育園にご提出ください。

※別途、延長保育料等の支払いに使用するキャッシュレス決済サービス(会費ペイ)の登録が必要となります。

■該当者のみ提出■

- ・食材チェック表(0～1歳児のみ提出)・・・これまで摂取した食材を記載のこと。

入園後は「かけはしポータル」より保護者と園で摂取した食材情報を共有します。

- ・スポット(日額)延長保育申込書(申し込む方のみ)
- ・生活管理指導表、診断書の写し(食物アレルギーがある場合)

スポット（日額）延長保育申込書

ピーターパン練馬北町園 御中

以下の園児の来月のスポット延長保育を申し込みます。

■ 園児名： _____ (_____ 歳児クラス)

■ _____ 月分

	日付・曜日	希望時間	合計時間 ※0.5、1、1.5 など記載	保育園記載欄	
				実施時間	料金
1	月 日 ()	: ~ :	時間	左記のとおり 又は : ~ :	円
2	月 日 ()	: ~ :	時間	左記のとおり 又は : ~ :	円
3	月 日 ()	: ~ :	時間	左記のとおり 又は : ~ :	円
4	月 日 ()	: ~ :	時間	左記のとおり 又は : ~ :	円
5	月 日 ()	: ~ :	時間	左記のとおり 又は : ~ :	円
6	月 日 ()	: ~ :	時間	左記のとおり 又は : ~ :	円
7	月 日 ()	: ~ :	時間	左記のとおり 又は : ~ :	円
8	月 日 ()	: ~ :	時間	左記のとおり 又は : ~ :	円
9	月 日 ()	: ~ :	時間	左記のとおり 又は : ~ :	円
10	月 日 ()	: ~ :	時間	左記のとおり 又は : ~ :	円
月額合計					円

【料金】

その1(全園児対象)

■ 月～金の 18:30～19:30 ■ 料金:30分/550円

その2(保育短時間利用の園児)

■ 月～土の 7:30～9:00 および 17:00～18:30 ■ 料金:30分/400円(日額)

感染症届出書 (保護者記入)

ピーターパン練馬北町園 園長 殿

園児名 : _____

疾患名	該当に ○印	登園のめやす
溶連菌感染症		抗菌薬内服後 24 時間以上経過していること
マイコプラズマ肺炎		発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病		発熱がなく、普段の食事が食べられること
伝染性紅斑 (リンゴ病)		発疹のみで全身状態が良いこと
ヘルパンギーナ		発熱がなく、普段の食事が食べられること
帯状疱疹		すべての発しんが痂皮化してから
突発性発しん		熱が下がり、機嫌や全身状態が良いこと
伝染性膿痂疹 (とびひ)		治療を受け、改善傾向にあること
RS ウイルス		呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
その他 ()		医師の指示により

保育園長 様

____年 ____月 ____日

____病院(医院)において

上記疾患の診断を受けました。

病状が回復しましたので、登園いたします。

____年 ____月 ____日

____保護者氏名

____印

インフルエンザ・新型コロナウイルス登園届 (保護者記入)

ピーターパン練馬北町園 園長殿

医療機関で以下の診断を受け、以下の出席停止期間を経過したため、登園を報告します。
(以下の必要個所をご記入の上、署名、捺印し、登園の際に保育園にご提出ください)

<input type="checkbox"/> インフルエンザ (A 型 ・ B 型 ・ 不明) ・ <input type="checkbox"/> 新型コロナウイルス	
発症した日 ※急な発熱、全身倦怠感 (からだのだるさ)、悪寒 (さむけ) などが 出た日を示します。判断に迷う場合は医師に相談してください。	月 日
解熱した・軽快した日	月 日
登園を再開する日	月 日

年 月 日

受診した医療機関名 : _____

園児名 : _____

保護者名 : _____ 印

【インフルエンザの出席停止期間の基準】

発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 3 日を経過するまで

(学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令 平成 24 年 4 月 1 日施行)

※出席停止日数の数え方例 (発症した日を 0 日目として数えます。)

例) 2/1 発症→2/2 解熱→発症後 5 日経過→2/7 から登園可。 1 2 3 4 5 6 7 8 9(凡例 : 発症日 、 解熱日 、出席停止の期間 _____、登園可能な日)

【新型コロナウイルスの出席停止期間の基準】

発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで

※出席停止日数の数え方例 (発症した日を 0 日目として数えます。)

例) 2/1 発症→2/2 軽快→発症後 5 日経過→2/7 から登園可。 1 2 3 4 5 6 7 8 9(凡例 : 発症日 、解熱 or 軽快日 、出席停止の期間 _____、登園可能な日)

※上記の出席停止日数の数え方例を参考に、出席停止の日数の確認にご利用ください。

前月	20・21・22・23・24・25・26・27・28・29・30・31	当月	1・2・3・4・5・6・7・8・9・10
	11・12・13・14・15・16・17・18・19・20・21・22・23・24・25・26・27・28・29・30・31		

登園許可書 (医師記入)

ピーターパン練馬北町園 御中

園児名：

該当欄	疾患名 該当欄に☑をお願いします。	登園のめやす
	麻疹（はしか）	解熱した後 3 日を経過するまで
	風しん	発しんが消失してから
	水痘(水ぼうそう)	すべての発しんが痂皮化してから
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺・顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから、5 日を経過するまで、かつ、全身状態が良好になるまで
	結核	医師により感染の恐れがないと認めるまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主な症状が消え 2 日経過してから
	流行性角結膜炎	結膜炎の症状が消失してから
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は、抗菌薬による治療を終了するまで
	腸管出血性大腸菌感染症 (ベロ毒素を産生する大腸菌 O157, O26, O111 等)	症状が治まり、連続 2 回の検便によって菌陰性が確認されたもの
	急性出血性結膜炎	医師により感染の恐れがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	医師により感染の恐れがないと認めるまで

上記の疾患に罹患した場合には、学校保健安全法および保育所における感染症対策ガイドライン（厚生労働省）に基づき、再登園の際には医師の許可が必要になります。

保育園長 様

上記の者は、集団生活に支障がない状態になったので

____年 ____月 ____日から登園可能と判断します。

____年 ____月 ____日

■ 医療機関名

■ 電話番号

■ 医師名 _____

印又はサイン